平成２３年（フ）第１８９号
新潟市西区赤塚5588番地　医療法人佐潟荘内、住民票上の住所新潟市中央区南笹口１丁目１番24号　パストラルハイム駅南707号
債務者　梅川　悦夫
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９５号
新潟市中央区堀割町３番32号　グリーンヒル堀割202号、住民票上の住所新潟市西区小新西３丁目16番７号
債務者　江川　　透
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９９号
新潟市東区太平３丁目25番地９　スリーシャイン103号、前住所新潟市東区太平４丁目20番地14
債務者　長谷川陽二
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２００号
新潟市東区太平３丁目25番地９　スリーシャイン103号、前住所新潟市東区太平４丁目20番地14
債務者　長谷川玲子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０９号
新潟市北区北陽１丁目804番地４
債務者　細谷　　正
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５６号
京都市西京区下津林東芝ノ宮町21番地　ハーモ・カピターウＡ101号
債務者　京和こと松本こと　沈　　和樹
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３５３号
京都市北区紫野中柏野町36番地の８
債務者　吉田ゆりか
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４８４号
京都府木津川市相楽大里６番地１
債務者　奥　　由里
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５２０号
京都市南区吉祥院御池町36番地２　パインフィールド洛南208号
債務者　大石　孝昭
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５１号
香川県さぬき市志度1066番地６
債務者　太田麻由美（旧姓明尾）
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第９８号
香川県高松市円座町1300番地14
債務者　中西カヨ子（旧姓梅林）
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１２６号
香川県高松市御坊町６番地５
債務者　岡田さゆみ（旧姓岡下）
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１４８号
香川県綾歌郡綾川町山田下3403番地
債務者　山下　弘祐
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２２号
福岡県大牟田市姫島町36番地14
債務者　髙浪　彩子
1　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第１６５号
千葉県野田市目吹829―２、住民票上の住所栃木県佐野市奈良渕町337番地19
債務者　近藤　　聡
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２７１号
千葉県柏市豊四季645番地４の２　ファミール新柏113号
債務者　日高　美聡（旧姓小貫）
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２８１号
千葉県松戸市秋山416番地の43
債務者　沼沢美津子
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部